

天神峰現闘本部裁判闘争を支援する会

代表世話人：戸村義弘 北原鉦治

■発行 天神峰現闘本部裁判闘争を支援する会事務局
連絡先：成田市三里塚115(北原気付)

初めて読まれる方へ

4頁の説明をご覧ください

忌避後初の6・12口頭弁論

仲戸川裁判長を徹底弾劾

更新陳述し実地検証を要求

1. 2. 3

弁護士団の会見発言

3

07年度 会計報告

4

三里塚現地レポート

北延伸工事との闘い続く

6・8東峰でデモ行進

5

お願いと手続きのご案内

会則

6



熱気渦巻くなか、裁判後の「反対する会例会」で支援運動強化の訴え（6月12日弁護士会館）

6月から新年度！

会費納入にご協力を

■6面に手続きの案内

次回公開

9月25日(木)

午前10時30分
千葉地裁405法廷

※傍聴席抽選のための整理券が配布されますので
9時30分をめぐりに地裁前に集まって下さい

昨年7月19日に仲戸川隆人裁判長に対して裁判官忌避を申し立てた後、約11ヵ月にわたって空転してきた法廷が6月12日に再開されました。最高裁が申し立てを不当に棄却したため、仲戸川裁判官がふたたび裁判長席にすわることになりました。

忌避の原因は仲戸川裁判長の偏った訴訟指揮でした。裁判にとって不可欠の建物の実地検証を拒否し、証人調べ強行しようとしたからです。

再開にあたり、仲戸川裁判長は90分の時間枠を原告・被告双方に要求して、検証を度外視＝証人尋問強行の構え。再開法廷は、これを真っ向から迎え撃ちうち砕く、画期的な裁判闘争になりました。

反対同盟・弁護団が抗議の陳述、次々に

不当な訴訟指揮には即座に反撃

証人調べ強行を阻止し、検証を要求

午前10時30分開廷。右陪席の交代が裁判長によって告げられると、すかさず葉山弁護士が更新の意見陳述を要求しました。更新陳述の時間は40分と、裁判長が一方的に告げ、これを不当ととしつつも陳述に入りました。

●不当な訴訟指揮に こみあげる激しい怒り

最初に被告・反対同盟を代表して北原鉦治事務局長が陳述書を読み上げました。「そもそも裁判官忌避という、やむにやまれぬ手段に訴えたのは、訴訟指揮が極めて公平性を欠いていたからだ」「見れば分かる重大証拠をなぜ見ないのか」と弾劾。葉山弁護士が国家暴力の限りを尽くした空港建設の違法と本件建物撤去の不当を明らかにすると、一瀬敬一郎、遠藤憲一、大口昭彦各弁護士が次々に席を立てて陳述しました。

裁判長が打ち切りを宣告したところで、これを不当として被告席から萩原進さんが、陳述を要求しました。裁判長は、「被告の陳述は、代表者のみ」としてこれを拒否。被告・弁護団は総立ちになって弾劾。なおも抵抗する裁判長に対して、萩原さんが前に進み出ると、あわてて廷吏が制止に入り、萩原さんを守ろうとして弁護団が応酬。

指揮権を奪われた裁判長は、5分間の休廷に逃げ込んだのです。

●萩原さんの意見陳述 力で勝ちとる

再開後の法廷では、萩原さんの陳述を認めさせました。「現闘本部に土地を差し出した石橋政次と私は親子同然の関係、仲人でもある。建物は柱1本板1枚のすべての資材をみんなで出し合い、総出で建てた。隣には市東さんの農地もある。あの場には農民としての尊厳と人生、生死をかけた40年間の闘いがある。裁判長は現地に足を運んで自分の目で感じとって欲しい」

闘いの琴線に触れる萩原さんの陳述は法廷を圧倒し、傍聴席から大きな拍手がわき起こりました。不当きわまる訴訟指揮を、被告・反対同盟と弁護団、傍聴団が一体となって粉碎した瞬間でした。

結局、90分の大半は更新意見陳述に



「司法制度改悪のもとで進行する拙速審理・早期判決をうち砕く」と決意を表明（6月12日弁護士会館 記者会見）

終始しました。最後の最後に弁護団はあらためて「現闘本部の現地検証をこの場で決めよ」と迫りました。

●空港会社が追いつめられて 検証を申し出

これまで事実上、検証に反対の姿勢を続けてきた原告・空港会社は、こともあろうに、この日、裁判所に対して検証を申し出ました。その目的は「登記建物（木造建築の旧現闘本部のこと）が滅失したことを証明する」というものです。これは事実と正反対、白を黒と言いくるめるための検証要求であり、その悪らつな狙いは粉碎あるのみです。

しかし、原告・被告双方から検証が要求されていることは裁判所にとって重大です。なお、強引に検証を棚上げして証人調べに入るなら、これはもう裁判ではありません。

この日の法廷の最終盤での、弁護団のダメ押しの検証要求に、「双方の書面を見た上で決めたい」などと言い、逃げるように閉廷を宣言しました。

●うずまく勝利感 運動の拡大を訴え

その後、反対同盟と弁護団、傍聴団は、弁護士会館で記者会見し、「反対する会」の例会を行いました。

例会では「まったく見事な、素晴らしい闘いだっただ」（戸村義弘代表世話人）、「あれだけやって退廷一人出さなかった。これが力関係というものだ」（青柳晃玄世話人）など、勝利に満ちた発言が続きました。

次回法廷：9月25日（木）10時30分

「滅失」「解体」は三百代言

——弁護団の報告から

「法廷がよく動いた」と勝利を語る葉山弁護団長



「この再開法廷をどう闘うか、昨日も弁護団は会議をもち、意思統一して法廷に臨み、そして成果を得ました。

登記した建物があるか無いかは検証すれば一目瞭然。それを『滅失解体』とか『三方の壁がないから建物ではない』などというのは屁理屈であり、三百代言です。在るものは在る、これが唯物論。今日はみなさんの力で、法廷がよく動きました。ありがとうございました」（葉山弁護士）

「裁判長は国策のしほりにあってガチガチであえなくブツ切られた。空港廃港・強奪阻止の裁判闘争をやろう」（遠藤弁護士）

「1年たってまだ検証を決められない裁判所とは何か。成田闘争の正当性をたたき込む、裁判にしよう」（浅野弁護士）

「戦闘的に闘え快感。北原さんとともに、萩原さんの陳述を勝ち取った意義は大きい。検証が次のステップ。絶対に勝ち取ろう」（一瀬弁護士）

「成田は一般的な民事事件ではない。この土地にどれだけの地と汗が染みこんだことか。それを裁判長に分からせる。その第一歩となった」（大口弁護士）



会員のみなさん！会費納入をお願いします

みなさんのご支援に心から感謝申し上げます。

- ・06年度からの繰越金は 66万3,341円でした。
- ・収入は特別カンパを含めて197万880円でした。お送り頂いた方は会員全体の6割強にとどまってしまいました。裁判の空転によるものです。
- ・支出は143万7,592円でした。
支出が低く抑えられたのは、今年1月から「市東さんの農地取り上げに反対する会」（代表：坂本進一郎、井村弘子）に市東さんの裁判費用を支えていただいているからです。
- ・差し引き残高は119万6,629円で、第5期は出発しています。

※残高を見ると余裕があるようですが、個人から寄せられた100万円の特別カンパが含まれます。この特別カンパに支えられて会計が成り立っているのです。しかしこれはあくまで特別のことであり、会員の会費で運営できるようにしたいと思いますのでご協力をお願いします。

天神峰現闘本部裁判闘争を支援する会
2007年度会計報告(07年6月1日～08年5月31日)

費用		前期繰り越し			
項目	金額	収入			663,341
		納入者数	口数	金額	
印刷費	48,190	個人	171	218	654,000
発送資材費	4,474	団体	48	79	236,880
郵便・宅配料	58,900	カンパ			1,080,000
弁護士出廷費用	338,000				
裁判諸経費	584,100				
調査費	186,358				
資料代	35,790				
交通費	97,100				
会議費用	18,032				
事務用品	10,355				
渉外	27,897				
その他	28,396				
小計	1,437,592	小計		297	1,970,880
現金残高	1,196,629				
計	2,634,221	計			2,634,221

- *印刷費は、会報やお知らせ、会員拡大のための案内ビラなどの経費です。
- *郵便・宅配料は、主に会報の郵送費用ですが、裁判用資料等の送料を含みます。
- *弁護団には手弁当同然の手当で活動していただきましたが、少し改善することができました。
- *裁判諸経費は、印紙代、謄写代、証人の交通費・宿泊代など基本的な裁判経費の全てを含みます。
- *交通費は、各種会議や打ち合わせ、調査などの交通費です。

天神峰現闘本部裁判とは

成田空港暫定滑走路の象徴的欠陥のひとつである「へ」の字誘導路の直線化のために、空港公団（現・成田国際空港株式会社）が反対同盟を被告に、2004年3月21日に起こした裁判。旧地主の石橋政次の相続者から底地を買収したとして、その上に建つ現闘本部の撤去を要求している。

しかし土地は、当時副委員長の石橋政次が反対同盟に提供したものであり、本部建

物は反対同盟の所有物として建築時に登記されている。反対同盟には揺るぎない地上権があり、提訴には法的根拠がない。

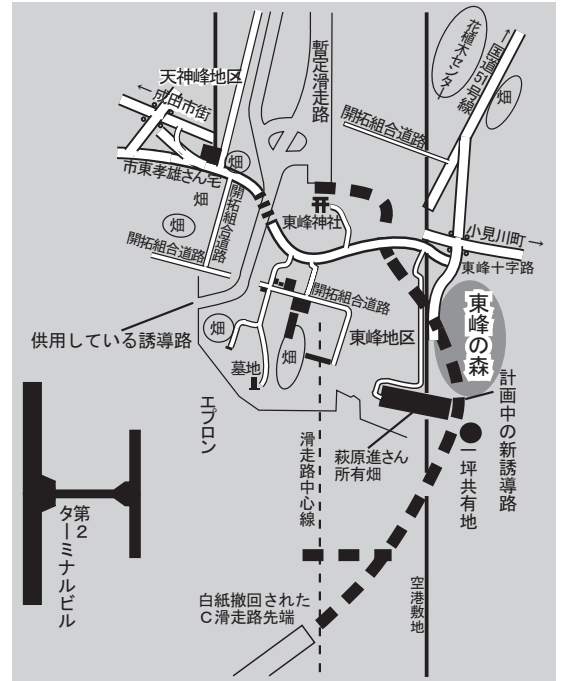
現闘本部は成田治安法（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法＝1978年法律42号）により封鎖状態にある。このため撤去はそもそも不可能。これは訴権の乱用である。

弁護団は葉山岳夫、一瀬敬一郎、広瀬理夫、大口昭彦、遠藤憲一、浅野史生の各氏

暫定滑走路北延伸、「開港30周年」キャンペーンに反撃 6・8東峰で意気高くデモ行進

法廷闘争とともに、三里塚現地では北延伸工事と日々闘っています。暫定滑走路の南側に位置する東峰地区で空港会社は、「東峰の森」の伐採強行の後、新誘導路工事に踏みきりました。これは地区を東西に分断して住民の反対闘争を押しつぶそうとするもの。断じて許すことはできません。これに対して反対同盟は6月8日現地集会を開催しました。

この現地集会は、政府・空港会社の「開港30周年」キャンペーンと、国道51号の新トンネル工事（6月25日に開通。北延伸の滑走路下に位置する）粉砕の決起集会でもあり、反対同盟は意気軒昂と全国に闘いの檄を發しました。



意気高くシュプレヒコール（6月8日）

●全国から緊急結集

6月8日東峰地区の萩原進さんの畑で現地集会が開かれました。最初に北原事務局長が「現闘本部は、全国の人の共有財産。仲戸川裁判長が強引な訴訟指揮を繰り返すなら、われわれは再度の忌避を行う。千葉地裁へ」と開会のあいさつ。つづいて鈴木幸司本部役員の決意表明。「現地闘争本部のそび

え立つ姿、そして市東さんの『1億8千万円の金より150円の大根』という闘い、この姿勢をわれわれは身につけていかなければならない。『闘いは必ず勝つ』——これは私の信念で、それを常に念頭にしています」。

用地内の市東孝雄さんは「30周年イベント報道がありました。成田空港は問題がまだあるということを経験した。地域との共栄といっているが地域の人たちって誰ですか。上空40メートルを飛ばして、今度は24時間、30万回飛ばすと言っている。私は、正しいことは正しいと声をあげて最後まで闘います」と怒りを表しました。

萩原さんが現地攻防、弾圧、サミット粉砕を軸に、「ここ三里塚こそ権力と正面对決する土俵だ。ここで突破し勝利しよう。労農連帯・国際連帯でサミットを粉砕しよう」とアピールしました。

共闘団体のあいさつのあと敷地内を意気高く反撃のデモを行いました。

▲三里塚裁判スケジュール▼

三里塚の民事裁判は、現闘本部裁判の他に市東さんの農地裁判、鈴木さんの一坪裁判、暫定認可取り消し訴訟、二期工事差し止め訴訟があります。

それらの公判スケジュールは以下のとおりです。



絵：戸村一作

- 8月28日(木) 鈴木さんの一坪裁判 午前10時30分
9月1日(月) 市東さん耕作権裁判(第8回)
午前10時30分
「市東さんの会」勉強会 午後1時～
講師：三宅征子さん
9月10日(水) 暫定認可控訴審 午後3時 東京高裁
9月21日(日) 「市東さんの会」講演&ディスカッション
9月25日(木) 現闘本部裁判(第18回) 午前10時30分
9月30日(火) 市東さん行政訴訟(第5回) 午前11時

会費納入のご案内

年会費は1口3000円です。とくに団体の場合はできましたら複数口お願いします。

1. 入金方法

会費の納入は下記の郵便振替または銀行口座をご利用下さい。

●郵便振替

口座番号 00100-8-297055

加入者名 天神峰現闘本部裁判闘争を支援する会

●銀行口座 三井住友銀行成田出張所

店番号・口座番号 548-6592903

口座名義 伊藤信晴

2. 銀行振込による会費納入について

銀行振込で会費を納入される方は、納入者を正確に確認できませんので、別途、「支援する会」事務局までご連絡下さい。郵便振替の方は、振替用紙に氏名・住所が書き込まれますので、その必要はありません。

〒286-0111

成田市三里塚115(北原気付)

天神峰現闘本部裁判闘争を支援する会 事務局

「支援する会」会則

第1条(目的)

本会は裁判傍聴や基金運動をとおして天神峰現闘本部裁判闘争を支援することを目的とする。

第2条(名称)

本会は「天神峰現闘本部裁判闘争を支援する会」と称する。

第3条(事務所・連絡先)

本会の事務所を「成田市三里塚115番地」におく。

第4条(会員)

会員は会の目的に賛同する個人・団体であって、これを積極的に推進するものとする。

第5条(会費)

会員は1口3000円の年会費を納入する。

第6条(世話人)

会を代表する者として2名の世話人をおく。

第7条(事務局)

会を運営するために事務局をおく。

第8条(例会)

例会を毎回の公判終了後に行うこととする。

第9条(総会)

必要に応じて総会を開くこととする。総会で世話人と事務局を選出する。

第10条(会報)

会報を年4回発行する。

第11条(資産)

本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 会員が納める会費
2. 支援者が拠出する基金

第12条(支出)

本会の収入は裁判闘争を維持するために使われる。

第13条(会計年度と会計報告)

本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年の5月31日に終わる。会計報告を会報に掲載する。

附則 この会則は2004年6月17日をもって施行する。